第17回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成24年5月31日午後1時30分から午後4時まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (1) 委員

稲手信次,岡崎裕平,金山陽一,坂本英之,武山雅志,長野幸浩,中村明子, 西尾 進(委員長),宮野 敬,和田三貴子(五十音順,敬称略)

(2) 事務担当者

橋本首席書記官,塩見次席家裁調査官,久保主任書記官,池田事務局長,畦地 総務課長,田中総務課課長補佐,竹原庶務係長

4 議事

- (1) 委員長開会あいさつ
- (2) 新任委員の紹介及びあいさつ
- (3) 委員長職務代理者の指名
- (4) 本日のテーマ「成年後見事件における後見人の不正行為に対する対応について」 の趣旨説明
- (5) 和田委員による成年後見制度の概要説明
- (6) 事務担当者による説明等
 - ア 後見開始事件申立時や後見監督処分事件立件時における後見人(候補者)に 対する説明,指導の状況
 - イ 不正行為の発生状況(全国及び当庁管内の状況)
 - ウ 不正行為が発生した場合の対応の現状及び不正防止対策(不正への対応等)
 - エ 後見制度支援信託導入に至る経緯
- (7) DVD「後見制度において利用する信託」の上映
- (8) 意見交換 別紙のとおり
- (9) 退任予定委員あいさつ

- (10) 委員長閉会あいさつ
- 5 次回期日及びテーマ
- (1) 期日 平成24年11月20日(火)
- (2) テーマ 未定

(別紙)

(発言者/ 委員, 事務担当者)

何か高価な物を購入したいという動機,預金通帳を管理しているという機会,後で返せばよいとか,いずれ自分のものになるという正当性の3つが揃えば,必然的に不正は起こり得る。ましてや,親族を後見人にする以上,完全に不正を防止することは難しいと考える。

成年後見人の不正行為の早期発見のためには,銀行と裁判所がもっと相互に連携し,頻繁に情報を共有する仕組みがあればよいと思う。

後見人の権限が大きすぎるところに問題点がある。後見人が本人の預貯金口座から一定額以上を引き出す際は,裁判所の許可を必要とする運用も考えられるのではないか。

裁判所は,後見人の負担を考慮し,事務報告のサイクルをおおむね1年としているようだが,預金通帳の写しだけでも2か月から3か月毎に提出してもらうなど,簡易な報告を短期間で行う方が,後見人の負担も軽減されるし,不正行為の防止としても有効ではないか。

また,家庭裁判所の監督の幅も非常に広いため,人員を増やすなどして専門的 に監督していかないと,チェックが行き届かないのではないか。

本人の財産については,後見人選任時や後見監督事件立件時に提出される財産 目録により裁判所がチェックを行っている。しかし,報告漏れ等は,財産目録や 提出資料に不審な点がなければ見いだせないので,チェックに限界がある。

現在の介護施設等は,認知症や身寄りのない高齢者を多く抱えているため,入 所者本人の財産管理のシステムがかなり充実していると聞く。こうした実情を踏 まえ,施設による本人の預金通帳の管理を認めるという運用はできないだろうか。

施設では,預金通帳は預からないようにしている。

施設側としては,成年後見制度の利用のほか,本人の意識がしっかりとしている間に候補者を指定できる任意後見制度を利用することがよいと考えている。

後見人として一番適格なのは,専門職後見人だろうと考えている。次に市民後 見人だが,これは定着までに相当な時間がかかるだろう。社会福祉協議会内に成 年後見センターを設置し,法人後見人として対応できればよいとも考える。 親族間に争いがあるなど問題のある案件について,専門職後見人を選任するよう取り組んできた結果,専門職後見人の占める割合は,全国的にも,石川県内においても高くなってきている。

多額の現金があれば、使いたくなるのが一般的な感覚であろう。割り切って、200万円から300万円程度を親族後見人に渡し、残りを信託に付せば、万が一不正が起きても、被害額は手渡した金額の範囲で済むのではないか。

裁判所の対応策や後見制度支援信託の導入が功を奏すれば,ある程度不正行為に対する効果は期待できると思われる。ただ,制度に実効性を持たせるには,家庭裁判所が後見人のサポートをしっかり行うことが望まれるところである。また,裁判所による後見人の事務のチェック頻度を増やすなど,監督を強化する必要がある。年1回のチェックよりも,半年に1回のチェックの方が,後見人も裁判所も手間がかからないのではないか。頻繁な報告書の提出は後見人の負担を伴うが,例えば,預金通帳のコピーだけを短いサイクルで提出してもらうなどの方法も考えられる。

後見人である以上、親の金だからとか相続すれば自分の財産になるというのは、本人の財産を費消する理由にはなり得ない。刑事処罰には、不正行為に対する一番の抑止効果があると考えるので、事案に応じ、刑事告発も視野に入れるべきである。家庭裁判所のチェック態勢等に問題がなかったかなど、検討を要する事項はあるかもしれないが、不正行為であることに変わりはないので、その辺は割り切って考えればよい。

なお、労働局では、助成金の不正受給を行った法人があった場合の対応として、 刑事告発のほかに、当該法人名を公表している。成年後見人の不正行為において も同様に、当該後見人の実名を公表することで、不正行為の抑止効果が期待でき るのではないか。

不正行為が発覚し,後見人による更なる引出しを防ぐため,家庭裁判所から金融機関に支払停止の嘱託を行った場合,例えば,本人が利用している施設費用の引落しまで支払停止されると本人にまで害が及ぶが,施設費用等の自動引落しを除いた部分のみの支払停止に応じてもらえる金融機関もあれば,応じてもらえない金融機関もある。

民間では,不正を防止するため,罰則強化によって内部牽制を図っている。ただし,もっと大切なことは,不正が発生しない仕組み作りである。例えば,後見人に生活費やそれ以外の支出に関する予算を立てさせ,この予算を銀行等がチェックし,予算を超える支出は原則として認めないなど,予算管理を徹底する対処方法が考えられる。

後見人の大多数は真面目に事務を行っているのではないだろうか。不正行為防止のために制度が複雑化した結果,真面目に事務を行っている後見人が嫌気を感じるようではいけない。事務報告を定期的に行っており,報告書に問題のない後見人は,そうでない後見人と扱いを差別化するといった柔軟な対応も考えられる。

法人後見人や市民後見人については,研修を受けるなどして一定のスキルを身に つけていただく必要があるため,バックアップする組織も必要である。

成年後見制度を定着させるためには,各種手続において裁判所に提出する書類を できるだけ少なくするなど,簡便にする配慮が望まれるところである。

1回だけの定期預金の解約程度であれば,銀行がスムーズに処理を行えるよう, 裁判所の手続上の配慮があると,後見制度がもっと国民に浸透するのではないか。